

令和元年度第 17 回人事委員会 会議結果〈概要〉

1 日 時

令和元年 9 月 27 日（木）午後 2 時 00 分～午後 2 時 55 分

2 場 所

人事委員会 審理室（新宿モノリス 25 階）

3 出席者

（委 員）青山委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）小泉事務局長、須藤任用公平部長、田中試験部長、柴田審査担当部長、船川総務課長、田近任用給与課長、前田審査課長、白濱試験課長、森山研究調査課長

4 議 事

〈議 案〉

第 34 号議案 東京都人事委員会規則等の一部改正について
（給与関係、勤務時間関係）

第 35 号議案 司法修習に伴う職員の服務及び給与の取扱いについて

第 36 号議案 特定任期付職員の採用の承認について

第 37 号議案 職員の給与等に関する報告、意見の申出及び勧告について
（第 6 回）

第34号議案 東京都人事委員会規則等の一部改正について（給与関係、勤務時間関係）

標記議案について、事務局から、下記Ⅰについては、組織改正に伴い規定整備が必要となる人事委員会規則の改正を行いたい旨説明し、下記Ⅱについては、会計年度任用職員制度の導入等に伴い各任命権者から申請があった規則の改正内容を説明し、申請のとおり承認したい旨説明した。

Ⅰ 東京都人事委員会規則の一部改正

1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

Ⅱ 東京都教育委員会規則等の一部改正

- 1 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 2 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- 3 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

委員より、時間講師の年次有給休暇について、1校に勤務する場合の付与日数と数校兼ねて勤務する場合の合計付与日数を比較すると、数校兼ねて勤務する場合の合計付与日数の方が少なくなる場合があるのはなぜか質疑があり、事務局から、複数の区市町村にまたがって数校兼ねて勤務する時間講師がいるなど休暇の管理が複雑になるため、従前より学校ごとに付与している実情を踏まえ、現状を下回らないよう設定している旨、回答した。

委員より、時間講師の年次有給休暇について、次の改正時期等には、1校に勤務する場合の付与日数と数校兼ねて勤務する場合の合計付与日数を合わせるよう検討されたいとの意見があった。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

<以下、非公開案件>

- 第 35 号議案** 司法修習に伴う職員の服務及び給与の取扱いについて
- 第 36 号議案** 特定任期付職員の採用の承認について
- 第 37 号議案** 職員の給与等に関する報告、意見の申出及び勧告について(第 6 回)

次回開催日程について

次回委員会は、令和元年 10 月 24 日（木）午前 10 時 00 分から開催することとした。